

流山市立おおたかの森中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

1. いじめに対する基本的な理解と学校の考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- ② いじめを発見したらすぐに止め、迅速に組織で対応し、放置しない。
- ③ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- ④ いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- ⑤ 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

(2) 生徒の責務

- ① 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- ② 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- ③ 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

(3) 学校及び教職員の責務

- ① 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- ② 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- ③ 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒等が家庭等において、心身に苦痛を受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(4) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(5) いじめ解消の判断(国のいじめ防止基本方針)

「いじめ」は、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態については、以下のとおりとするが、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この限りではない。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

2. 学校いじめ対策組織の構成、役割

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

校長(総括)	情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、「いじめ防止等対策委員会」を開催する。
教頭(涉外)	情報を集約し、組織全体の調整を行う。 関係機関の窓口となる。
教務主任(調整・記録)	情報を集約し、組織全体の調整を行う。 校長、教頭の連絡役となる。 いじめが発生した後の対応を時系列で記録する。
学年主任(指導)	担当する学年の生徒の情報収集を行う。 校長、教頭に報告する。
生徒指導主任(指導)	生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制の整備をする。養護教諭や教育相談担当等の連絡・調整を図る。
教育相談担当(支援)	問題の背景の把握、関係生徒の心のケア、身の安全確保のための体制づくりを行う。
養護教諭(支援)	生徒の心に寄り添い、職員と連携して支援を行う。

(2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめ等の相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめ等の疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめ等に対する組織的対応の中核としての役割

(3) 会議の開催

- ① 定期的に会議を開催する（月初めの生徒指導部会と兼ねる）
- ② いじめ等の事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施する。

3. いじめの防止のための学校の取組

(1) きめこまかな指導

- ① 分かりやすい授業（生徒指導の機能を生かした「わかる授業」）の実践
- ② 個に応じた指導の充実
- ③ 読書活動の充実・音読の推進
- ④ 「学び合い」を取り入れた授業改善

(2) 豊かな心の育成

- ① まじめさが大切にされる学校づくり
- ② 道徳教育の充実
- ③ あいさつ運動の実施
- ④ 情操の涵養
- ⑤ 多様な体験

(3) 規範意識の育成

- ① いじめ防止対策推進法の周知
- ② ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発
- ③ 生活規律や学習規律の確立
- ④ 市教委やスクールロイヤーと連携したいじめ防止授業の実施

(4) 生徒会活動を中心とした自発的活動

- ① 標語・スローガン等の募集活動
- ② 朝のあいさつ運動の実施

(5) 教師の人権意識の向上

- ① いじめ事例等研修の実施
- ② 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解（PCを含む情報機器やLINE等の扱いの共通理解）
- ③ 過度の競争意識等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解

4. いじめの早期発見のための学校の取組

(1) 定期的なアンケート調査

- ① 年2回のいじめアンケート(学校生活アンケート)の実施
- ② 学期末の生活アンケート(学期振り返りアンケート)の実施
- ③ 保護者対象のいじめアンケート実施(学校評価アンケートにいじめに関する質問項目を設定する)
- ④ 学級集団の状態の調査を生活状況アンケートやQ-U調査等で実施(6月、11月に調査・分析を行う)
- ⑤ アンケートやQ-Uの結果を通じて、いじめに限らず、生徒の悩みや心身の状況を詳細に把握する。

(2) 教育相談

- ① 教育相談週間の実施(5月・11月)と保護者への啓発
- ② 保護者との二者又は三者面談の実施(7月・11月)
- ③ 生徒の小さな変化を敏感に捉え、面談を実施する等、日常の教育相談の充実及び「話しやすい」関係の構築

(3) 生徒観察

- ① 複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解
- ② 様々な場面での生徒の人間関係を観察
- ③ 登下校時の様子:独りぼっち、荷物を持たされる、遅刻ぎりぎりの登校等
- ④ 朝の会時:健康観察時における返事、表情、頻繁な体調不良の訴え、外傷や頻繁な保健室への来室等、スクールライフノートを用いた心情の把握
- ⑤ 授業時:姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等への落書き、隣と席が離れている、発表したがらない、嘲笑または無言等
- ⑥ 休み時間・昼休み:独りぼっち、集団でのふざけやからかい等
- ⑦ 給食時:隣と席が離れている、食欲がない、極端な盛り付け等
- ⑧ 部活動時:頻繁に欠席する、ペアにならない、雑用を押し付けられる等
- ⑨ 生活記録:スクールライフノートの心の天気の活用と記載内容困りごと、不安感等

(4) 欠席した生徒の状況の把握生徒が欠席した場合は、保護者と電話連絡を行う。

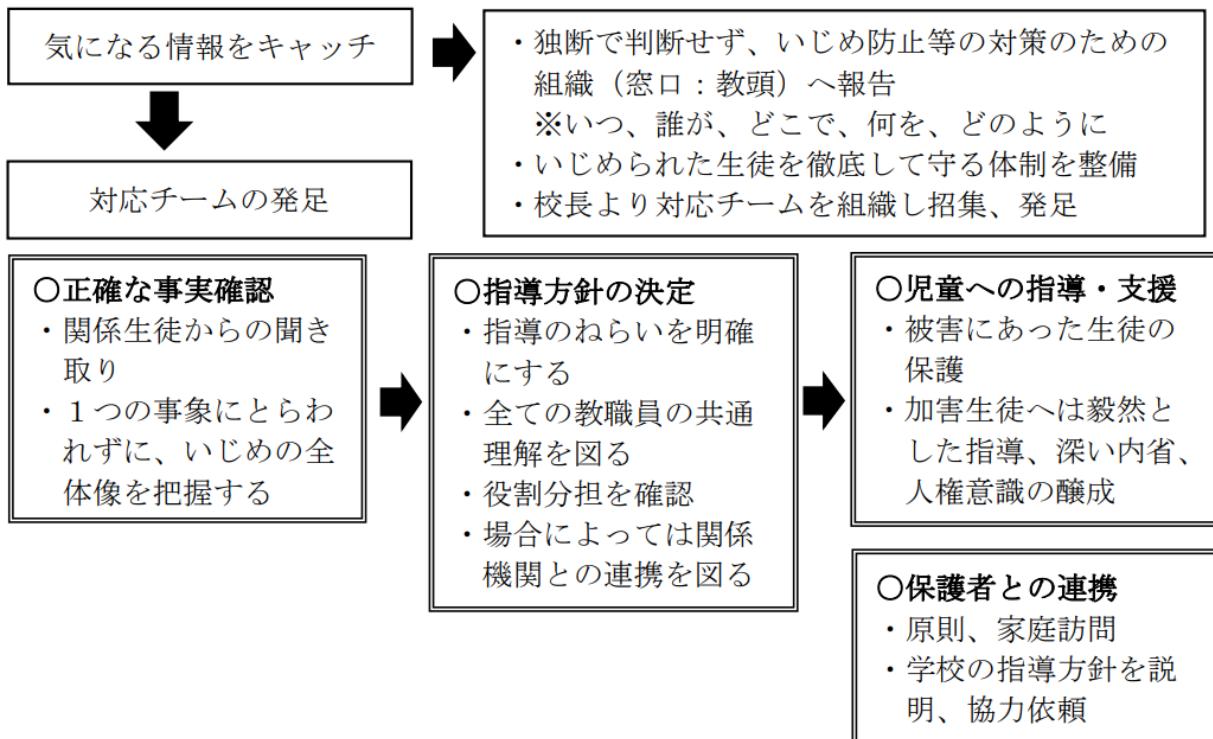
(5) 相談窓口の周知

- ① 相談ポストの周知
- ② 流山市子ども専用いじめホットラインカードの配付
- ③ 気になることは、話せる職員にすぐに伝えるよう、通報方法の周知
- ④ いじめ防止授業プログラムの実施と匿名報告アプリ「STAND BY」活用の勧め

(6) 保護者からの連絡の周知

- ① 子どもに気になる様子があれば、すぐに学校に相談(電話・面談)するよう周知

5. いじめへの対処に関する学校の方針



(1) 対応チームの発足

- ① 「いじめ防止対策委員会」を中心に、対応チームを発足する。
- ② 対応チームのメンバーは学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるよう柔軟に構成する。
- ③ 市教委いじめ防止相談対策室へ報告する。

(2) 正確な事実確認

- ① 1つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ② 複数の職員で聞き取りを行う。
- ③ いじめた生徒が、いじめられた生徒や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

(3) 指導方針の決定

- ① 指導のねらいを明確にする。
- ② 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- ③ 市教委スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関(警察、児童相談所等)との連携を図る。

(4) いじめられた生徒への支援

- ① 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- ② 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す。
- ③ 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

(5) いじめた生徒への指導

- ① いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ② 自分はどうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。

(6) 保護者には事実を説明する。

- ① 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

(7) 観衆、傍観者への指導

- ① いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
- ② いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。
- ③ 人権意識の醸成を図る。

(8) 継続支援

- ① チームによる見守り
 - いじめられた生徒に安心感を与え、心のケアを行う。
 - 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。
 - 市教委いじめ防止相談対策室と連携する。
- ② 定期的な個人面談
 - いじめ解決から継続的に個人面談を行い、状況を把握する。
 - 市の教育相談と連携を図り面談を実施する。
- ③ 家庭への定期連絡
 - 生徒との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
 - 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。
- ④ 進級、進学にともなう引き継ぎ
 - 情報共有のもと、生徒間の人間関係等の引き継ぎを確実に行う。
 - 小学校から中学校への進学に際しては、綿密に行う。

⑤ 家庭、地域等との連携

【家庭との連携】

- 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
- いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。

【PTAや地域との連携】

- 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいよう日頃より連携を進める。
- PTAといじめ問題について、協議する機会を設ける。

⑥ 関係機関との連携

【教育委員会との連携】

- 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- いじめ等の状況について報告し、情報を共有する。いじめ等が原因で欠席が3日となったら必ず教育委員会指導課に連絡する。
- 出席停止措置について協議する。

【子ども家庭課、青少年指導センターとの連携】

- 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

【児童相談所、警察署との連携】

- いじめ等における暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては早急に所轄の児童相談所、警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。
- 警察に相談又は通報する際には、付属資料の「参考例」をもとに判断する。
- 所轄の児童相談所、警察署との連携を図るため、定期的に、または必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

6. 重大事態への対処に関する学校の方針

(1) 重大事態とは

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

① 生命心身財産重大事態

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。)

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② 不登校重大事態

- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「相当の期間」は、年間30日を目安とする）
- 一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

(2) 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

- ① 事実関係が確定していないくとも、「疑い」があれば重大事態に該当する。対応が遅れば取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。
- ② 対象児童生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、調査しないまま重大事態ではないと断言することはできないため、重大事態が発生したものとして対応を行う。

(3) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、対象生徒とその保護者に対して、事実関係及びその他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会指導課へ報告する。
- ⑥ いじめ重大事態の調査報告書の公表については、流山市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針に基づき、流山市教育委員会が公表の目的や影響を踏まえて検討する。

7. いじめの防止、早期発見、いじめへの対処に関する学校の年間計画

■:教職員間の活動○:生徒・教職員・保護者の活動

	実施計画	学校行事
4月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <p>・職員全体でのいじめ対策についての共通理解</p> <p>○スクールライフノート「心の天気」の確認</p> <p>○人間関係づくりを目的としたグループワーク</p> <p>○学級のルールづくり</p> <p>○学校のいじめ対策の保護者への啓発 (校内いじめ防止基本方針に関するプリント配付)</p> <p>○生徒へのSTAND BYアプリ利用の啓発</p>	始業式 入学式 避難訓練 全国学テ
5月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <p>○スクールライフノート「心の天気」の確認</p> <p>○教育相談</p> <p>○生徒会活動「思いやり」</p>	
6月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <p>○スクールライフノート「心の天気」の確認</p> <p>○WebQ-Uの実施・分析</p> <p>○いじめアンケートの実施</p> <p>○STAND BYいじめ防止授業(市教委・1年生対象)</p>	修学旅行 中間テスト
7月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <p>○スクールライフノート「心の天気」の確認</p> <p>○情報モラル教育</p> <p>○保護者との二者面談</p> <p>*SNSの利用についての指導</p>	終業式
8月	■小中合同研修会	
9月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <p>○スクールライフノート「心の天気」の確認</p> <p>○夏休み明けの生徒の変化の把握</p> <p>○部活動における人間関係の把握</p>	始業式 期末テスト 合唱コンクール
10月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <p>○スクールライフノート「心の天気」の確認</p> <p>○いじめアンケートの実施</p> <p>■校内研修(生徒指導の機能を生かした授業)</p>	東葛駅伝大会 林間学園 体育祭

11月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スクールライフノート「心の天気」の確認 ○WebQ-Uの実施・分析 ○教育相談 ○生徒との二者又は保護者・生徒との三者面談(3年) ○スクールロイヤーいじめ防止授業(市教委・1学年対象) 	中間テスト
12月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期のいじめ対策の状況確認、3学期の体制準備 ○スクールライフノート「心の天気」の確認 ○人権週間(人権意識啓発活動) ○学校評価の実施、いじめに関する項目についての検討 ○情報モラル教育 *SNSの利用についての指導 	終業式
1月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スクールライフノート「心の天気」の確認 ○冬休み明けの生徒の変化の把握 ○教育相談 	始業式 3年生 学年末テスト
2月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の見直し、年間計画策定 ○スクールライフノート「心の天気」の確認 	1・2年生 学年末テスト
3月	<p>■校内いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間のいじめ対策の状況のふりかえり、次年度年間計画の確認 ○スクールライフノート「心の天気」の確認 ■学校間・学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ 	3年生を送る会 卒業式 修了式

8. いじめの問題に対する学校の取組の点検と見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針に定めたいじめの問題への対策については、生徒や保護者、地域の方の視点も取り入れながら、評価・点検を行い定期的に内容の見直しを行う。

参考例

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことが多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none">○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。○ 無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッタ一等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ (刑法第176条)	第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 	<p>恐喝 (刑法第 249 条)</p>	<p>第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。 	<p>窃盗 (刑法第 235 条)</p>	<p>第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。 	<p>器物損壊等 (刑法第 261 条)</p>	<p>第 261 条 前3条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 	<p>強要 (刑法第 223 条)</p>	<p>第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 	脅迫 (刑法第222条)	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。 	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。 	自殺関与 (刑法第202条)	<p>第202条 人を教唆若しくは帮助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう 	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制)	<p>第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以</p>

<p>指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送ってきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 	<p>及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)</p>	<p>下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。</p> <p>2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。</p> <p>3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に</p>
--	--------------------------------	--

		<p>処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。 (略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>	<p>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。</p> <p>3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 (略)</p>